

# 令和3年第3回定例会提出予定案件付託表

令和3年9月14日

## ○ 総務委員会

- ① 東京都地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例
- 2 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

## ○ 財政委員会

- 1 東京都しごとセンター(3)改修工事請負契約
- 2 東京都しごとセンター(3)改修電気設備工事請負契約
- 3 東京都しごとセンター(3)改修空調設備工事請負契約
- 4 東京消防庁本所消防署緑出張所庁舎(仮称)(3)改築工事請負契約
- 5 東京消防庁福生消防署庁舎(3)改築工事請負契約
- 6 都立南多摩地区特別支援学校(仮称)(3)新築工事請負契約
- 7 東京アクアティクスセンター(3)改修工事その2請負契約
- 8 都営住宅3H-102西(村山)工事請負契約
- 9 都営住宅3H-120東(江戸川区西瑞江四丁目第4)工事請負契約
- 10 都営住宅3H-103東(板橋区板橋富士見町)工事請負契約
- 11 都営住宅3H-127東(江東区亀戸七丁目)工事その2請負契約
- 12 中川護岸耐震補強工事(その50)請負契約
- 13 新中川護岸耐震補強工事(その12)請負契約

## ○ 文教委員会

- 1 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例
- 2 東京都情報公開条例の一部を改正する条例
- 3 東京都個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- 4 東京都特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

## ○ 都市整備委員会

- 1 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例
- 2 東京都雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例

## ○ 厚生委員会

- 1 備蓄用抗インフルエンザウイルス薬の売払いについて
- ② 地方独立行政法人東京都立病院機構定款について

# 令和3年第三回定例会提出予定案件説明資料

財 務 局 主 計 部

区分	件数	件名
条例案	18	<p>1 一部を改正する条例 .....(18)</p> <p>(1)安全・安心に関するもの.....(2)</p> <p>①都道における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例 (建設局)</p> <p>「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、規定の整備を行う。</p> <p>○主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅客特定車両停留施設における通路、出入口、エレベーター等の構造について、移動等円滑化のために必要となる基準を新たに規定する。 など</li> </ul> <p>施行日:公布の日</p> <p>②東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例(警視庁)</p> <p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則」の一部改正に伴い、信号機に関する基準について、規定の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者に対し歩行者用青信号の表示の開始及び継続を伝達するための音響を発生することができる信号機に、当該情報を通信端末機器に送信できる信号機を含める。</li> </ul> <p>施行日:公布の日</p> <p>(2)組織・施設に関するもの.....(2)</p> <p>①東京都地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例 (総務局)</p> <p>地方独立行政法人東京都立病院機構の設立に伴い、東京都地方独立行政法人評価委員会の委員の定数を改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員の定数を21人以内から28人以内に変更する。</li> </ul> <p>施行日:公布の日</p> <p>②東京都立学校設置条例の一部を改正する条例(教育庁)</p> <p>高等学校及び特別支援学校の新設に伴い、規定の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都立小台橋高等学校 足立区小台二丁目1番31号</li> <li>・ 東京都立立川学園 立川市栄町一丁目15番地の7</li> </ul> <p>施行日:公布の日</p>

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
(令和3年国土交通省令第12号)  
令和3年4月1日施行

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則  
(令和2年国家公安委員会規則第12号)  
令和3年4月1日施行

区分	件数	件名
事件案	2	<p>①備蓄用抗インフルエンザウイルス薬の売払いについて(福祉保健局)  都において買い入れ、備蓄する抗インフルエンザウイルス薬について、新型インフルエンザの発生により、当該医薬品の市場での供給が不安定になった場合に備えて、あらかじめ売払いに当たっての条件を定める。</p> <p>1)種類及び数量上限  ペラミビル水和物注射液(ラピアクタ) 14万6,400バイアル</p> <p>2)予定価格 4億6,475万8,512円</p> <p>②地方独立行政法人東京都立病院機構定款について(病院経営本部)  地方独立行政法人法第7条の規定に基づき、地方独立行政法人東京都立病院機構の定款を定める。</p> <p>○定款の主な内容 法人の名称 : 地方独立行政法人東京都立病院機構  設立団体 : 東京都  所在地 : 新宿区</p> <p>施行日: 法人の成立の日</p>

21/9/31

# コロナ病床150床増へ

## 医療機関回答 都目安に900床不足

東京都は二日、新型コロナウイルス患者用の病床逼迫を受け、都内の全ての医療機関に感染症法に基づく病床確保を求めたのに対

し、計百五十床の増床が可能との回答があったと発表された。これで、すでに稼働できる都内の確保病床は計六千百十七床に増えた。た

だ、都が目安とする七千床には届いていない。都と国は八月二十三日、感染症法に基づき、都内の医療機関に病床確保や都の

施設への看護師の派遣などを要請。九月一日までに届いた回答を集計し、速報値として公表した。これによると、コロナ患者を受け入れている都内三百五十八病院の89%から回答があり、百五十床の増床が可能になった。うち重症者用は七十二床で確保病床は計四百六十五床に増えた。小池百合子知事は「さらなる増床へ協力をお願い

したい」と述べた。このほか、コロナ患者を受け入れている二百七十七病院の78%から回答があり、九十八施設が看護師などの派遣に、十五施設が都施設の運営に協力できると答えた。この日の都のモニタリング会議では、都医師会の猪口正孝副会長が「医療提供体制の深刻な機能不全が継続している」と強調した。(土門哲雄)

21/9/11 N

# 臨時の医療施設 15都道府県に

## 人材・場所の確保が課題

新型コロナウイルス患者の増加に備え、臨時の医療施設を設ける自治体が相次いでいる。日本経済新聞社が都道府県の対応を調べたところ、8月末までに神奈川県、北海道など15都道府県が設置。さらに25府県が計画・検討中だが、必要な医療人材や場所の確保など実現へのハードルは高い。臨時医療施設は即時入院が難しい自宅療養者らを受け入れ、治療や酸素

吸入を施す。厚生労働省は「日中1人以上の医師」の配置などを求めている。医師や看護師らの確保が設置の成否を大きく左右する。日経の調査でも、46都道府県が人材確保を課題に挙げた。9月中に最大1000人収容の施設の運用を一部始める大阪府は大阪大学に運営指揮を依頼し、医師の派遣も受ける。山梨県は山梨大学の協力を得て、ビジネスホテルを

利用した臨時施設2カ所に医師1人、看護師2人がそれぞれ常駐する体制を整えた。三重県や滋賀県、千葉県は地域の災害拠点病院に協力を仰いでいる。普段から緊急時の即応体制があるのが強みだ。佐賀県は「必ずしも常勤を求めず、週1〜2回や短時間の勤務など協力できる形で応じてもらえようとしている」(医务課)。柔軟な働き方を取り入れ、フルタイムでの勤務が難しい人材を受け入れる。

21/9/3N

# 東京、病床上積みできず

## 国・都の要請、計7000目標遠く

東京都内の新型コロナウイルス患者向け病床が上積みできていない。都と厚生労働省が改正感染症法に基づき要請していた新規病床の追加は1日

時点でゼロだった。もともと病院側が提供可能としていた「最大確保病床(6406床)」のうち即時利用できるものは150床増え6117床と

なったが、医療体制の逼迫解消には遠い。(関車)

### 記事3面に

都が2日に専門家と開いたモニタリング会議で明らかにした。医療機関への協力要請は8月23日付で、同31日を回答期限としていた。病床追加を求めた約400病院の回答率は89.4%。都は最大確保病床の目標を7000床としており、引き続き要請を続けるという。

都内の病床使用率は1日時点で66%、このうち重症者用は97%で、いずれも国の指標で最も厳しい「ステージ4(50%以上)」。会議では専門家から「救急搬送、受け入れにも大きな支障が生じている」との分析が示された。

改正感染症法では、厚労相や知事は「正当な理由」なく要請に応じない医療機関に勧告を出し、それでも従わない場合は病院名を公表できる。